

令和 6 年度財務定期監査（監査対象：建設局）

査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (3) 契約に関する事務 ウ 財産の売払いに係る契約手続を適正に行うべきもの 東灘処理場では、施設の改築及び汚泥処理施設等の運転管理、こうべバイオガスステーションの運営等を一体で委託しているが、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを高度に精製したバイオ天然ガス（こうべバイオガス）について、委託業者へ売却し、委託業者がこうべバイオガスステーションにて自動車燃料として販売している。 委託業者へのこうべバイオガスの売却にあたり、年間予定金額が 50 万円（令和 5 年度実績額：約 580 万円）を大幅に超えていたが、行財政局契約監理課による契約（以下「経理契約」という。）をせず、センター長の専決契約として売払契約を締結していた。また、令和 6 年度は、同契約をセンター長の専決契約として局長名で契約していた。（東水環境センター管理課） 財産の売払契約は、地方公営企業法施行令及び神戸市契約規則第 25 条の 2 で、少額随意契約の額を 50 万円以下と規定しており、専決規程別表第 6 財務会計事務の物品その他の売却において、所属の専決契約の範囲を 50 万円以内とし、50 万円を超えるものは経理契約を要するとしている。また、経理契約を要する財産の売払については、契約締結権限は市長から各局室長へ委任されていない。 契約監理課に要求し、経理契約にて市長の権限により契約を締結するなど、より適切な契約方法についても検討すべきである。	『神戸市長の権限に属する事務の専決規程』別表第 6（財務関係事務）（収入を伴う施行決議・実施決定）の決裁事項『法令等により金額が定まっている』物品その他の売却として、令和 7 年 3 月 26 日に「東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程」を定めた。 条件を満たす事業者に令和 7 年 3 月 27 日に販売承認通知書を交付し、令和 7 年 3 月 27 日にバイオガス販売契約を締結した。 以降、財産の売払いに係る契約手続を適正に行い、こうべバイオガスを販売している。	措置済